

参 考 资 料

目 次

I 税制改革の視点

国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移	1
国と地方の長期債務残高の推移	1
国民負担率の内訳の国際比較	2
全国の将来人口推計と高齢化率の推移	3
東京都の将来人口推計と高齢化率の推移	3
社会保障給付費と社会保険料収入の推移	4
各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2009年度）	5
日本の国際競争力の推移	5

II 税制改革の方向性

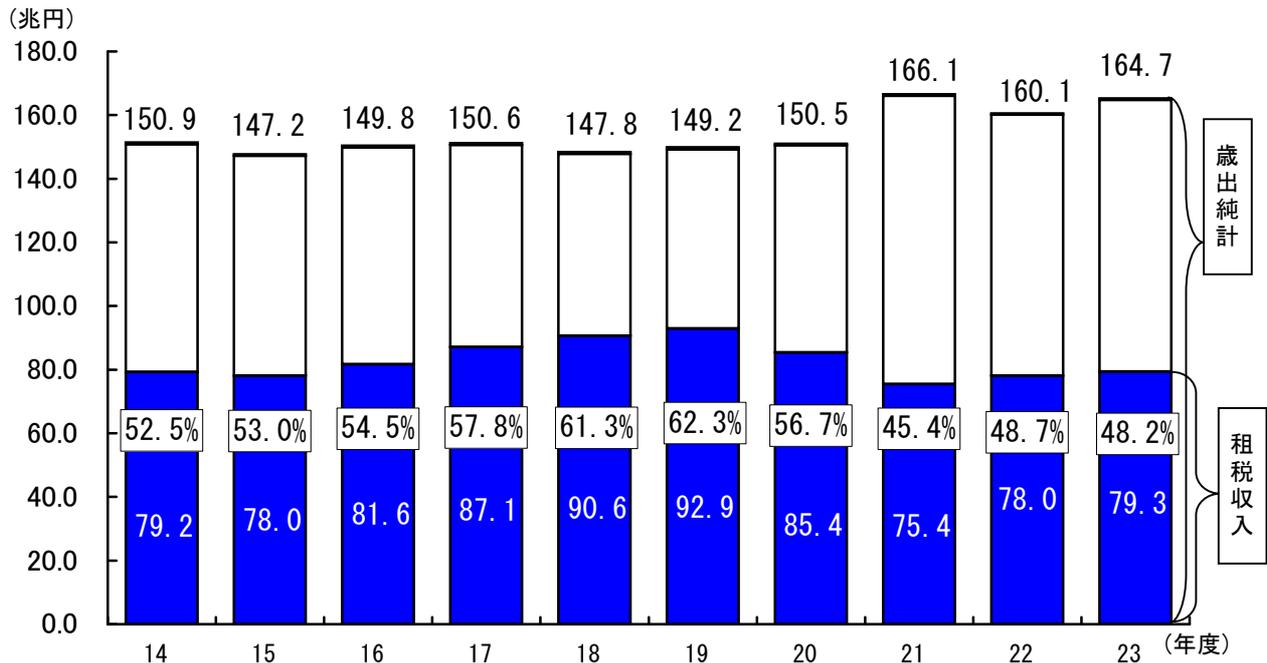
国と地方の目的別歳出純計（平成23年度決算）	6
国税と地方税の所得課税、消費課税、資産課税の構成比	6
ドイツにおける法人税制改革	7
諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担（対名目GDP）	8
燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額）	9

III 地方財政調整制度

地方法人特別税・同譲与税	10
地方交付税等総額（当初）の推移	11
法人事業税の暫定措置導入前後における人口一人当たり道府県税収の偏在の状況	12
地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税率引上げによる人口一人当たり道府県税収の変化	12

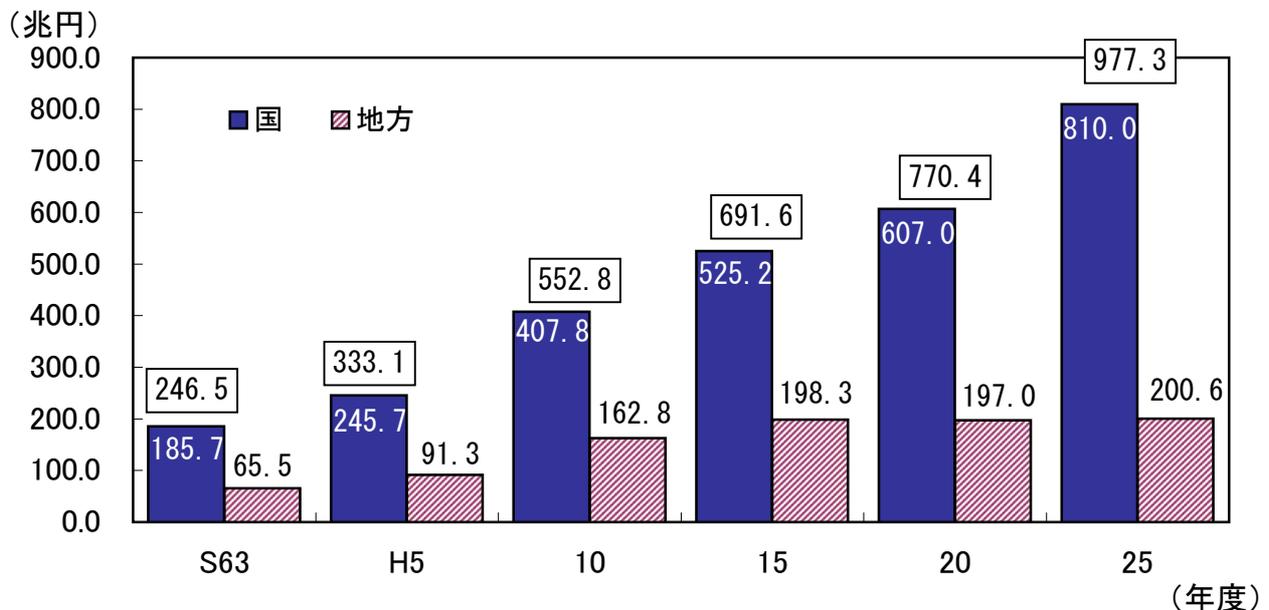
I 税制改革の視点

国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移



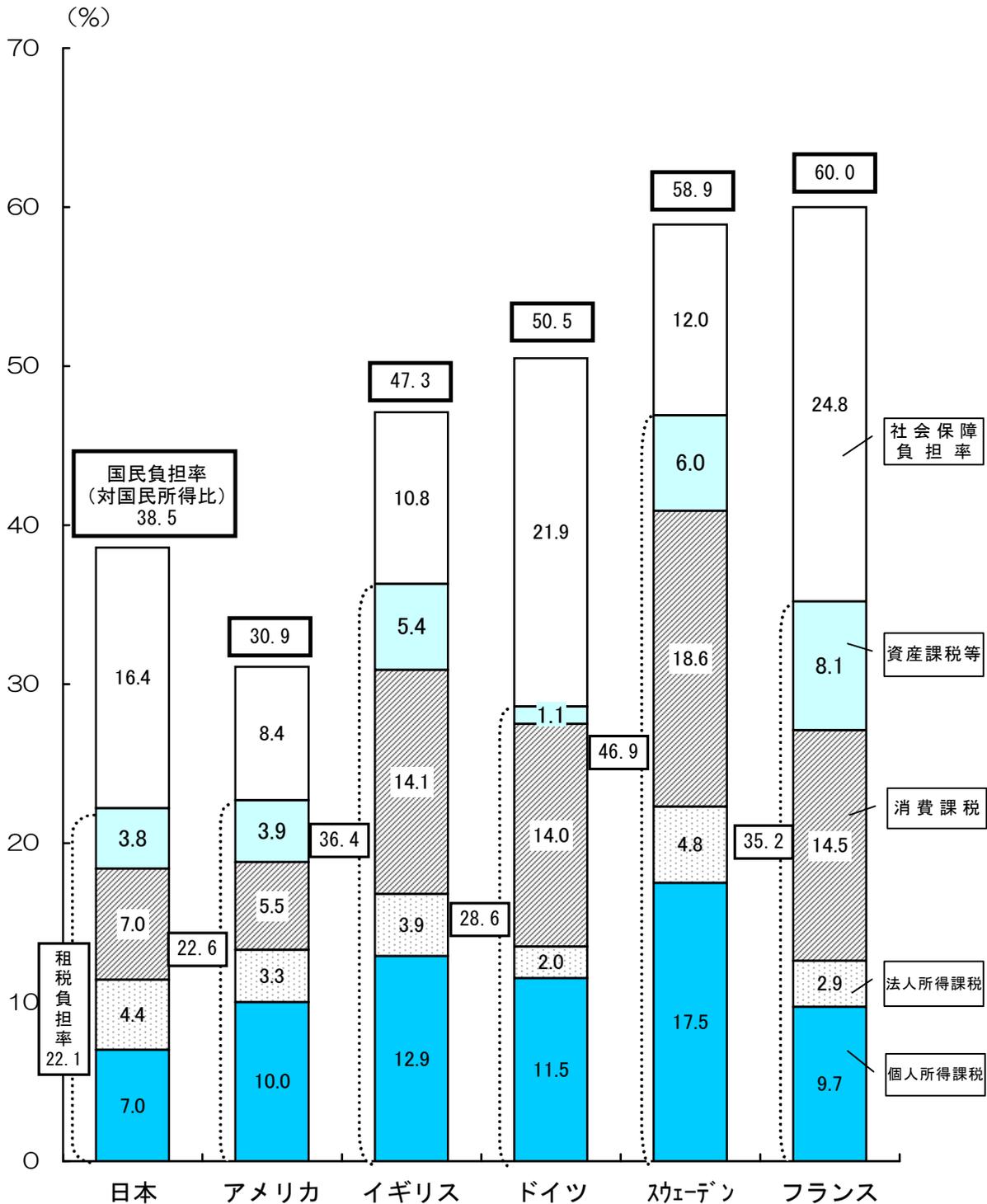
- 注1 「平成25年版地方財政白書」(総務省)より作成。
 2 数値は、国・地方ともに決算額である。
 3 □内の数値は、歳出純計に占める租税収入割合である。

国と地方の長期債務残高の推移



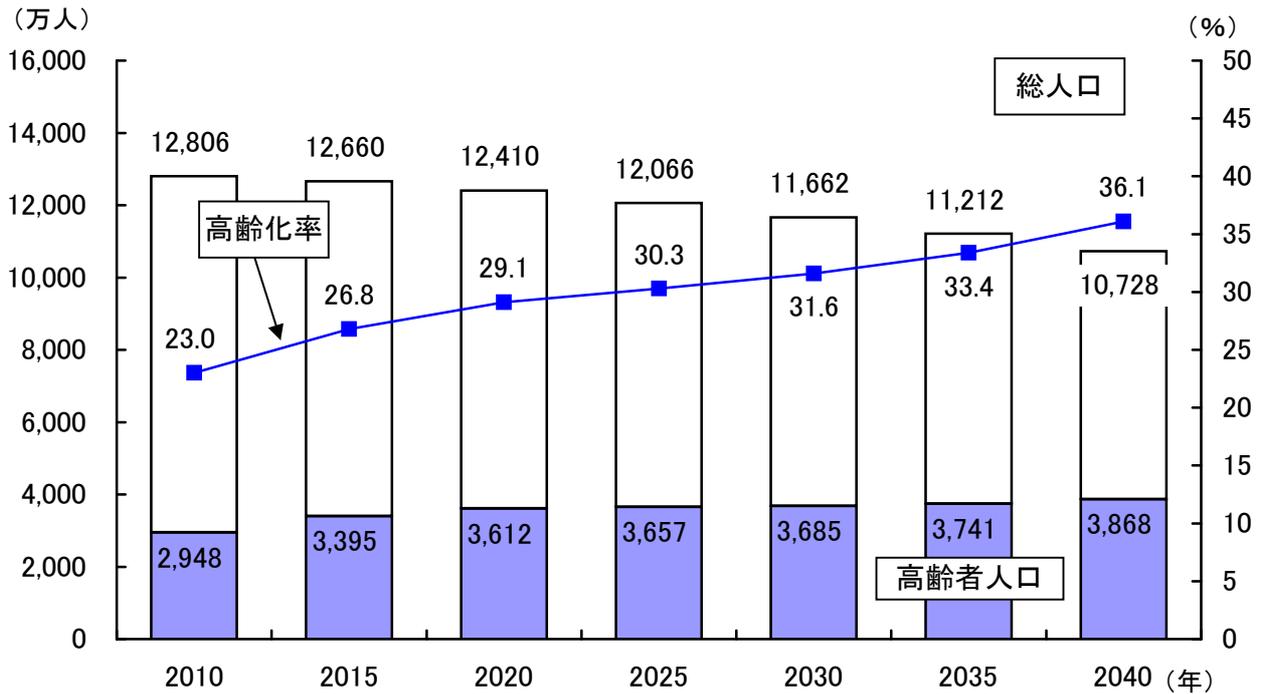
- 注1 「日本の財政関係資料」(財務省)により作成。
 2 平成20年度までは実績、平成25年度は当初予算に基づく。
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。
 4 □内の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

国民負担率の内訳の国際比較



注1 「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省)より作成。
 注2 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は2010年実績。(OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"による。)
 注3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 注4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

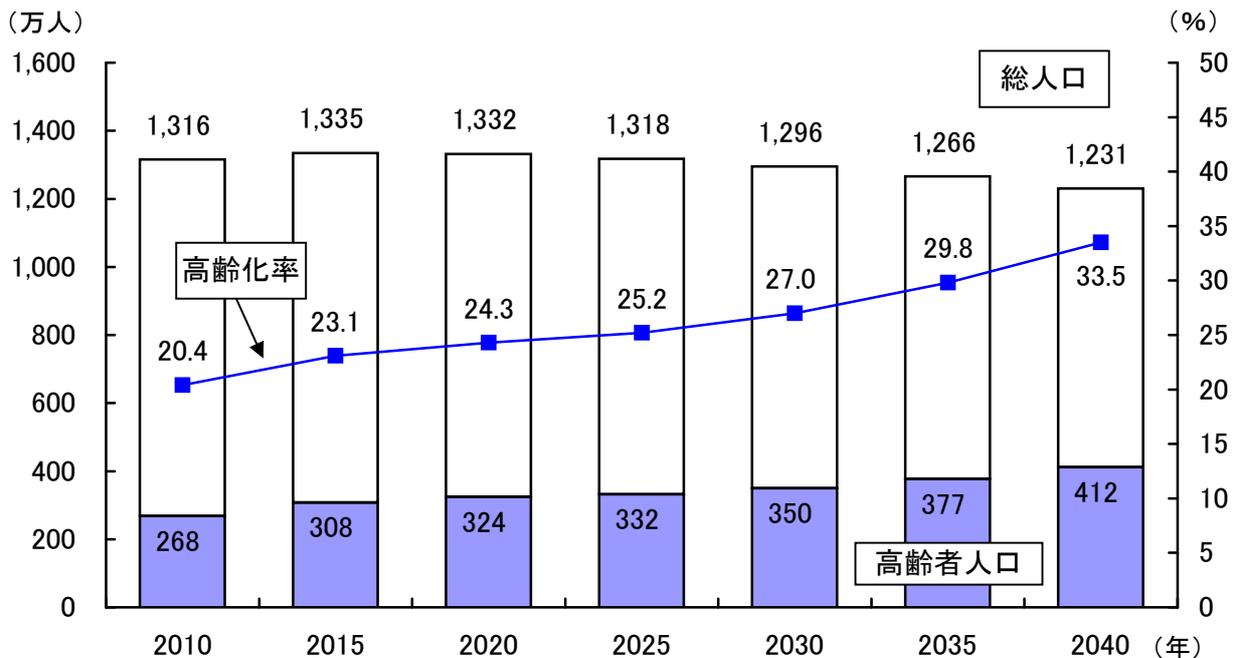
全国の将来人口推計と高齢化率の推移



注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

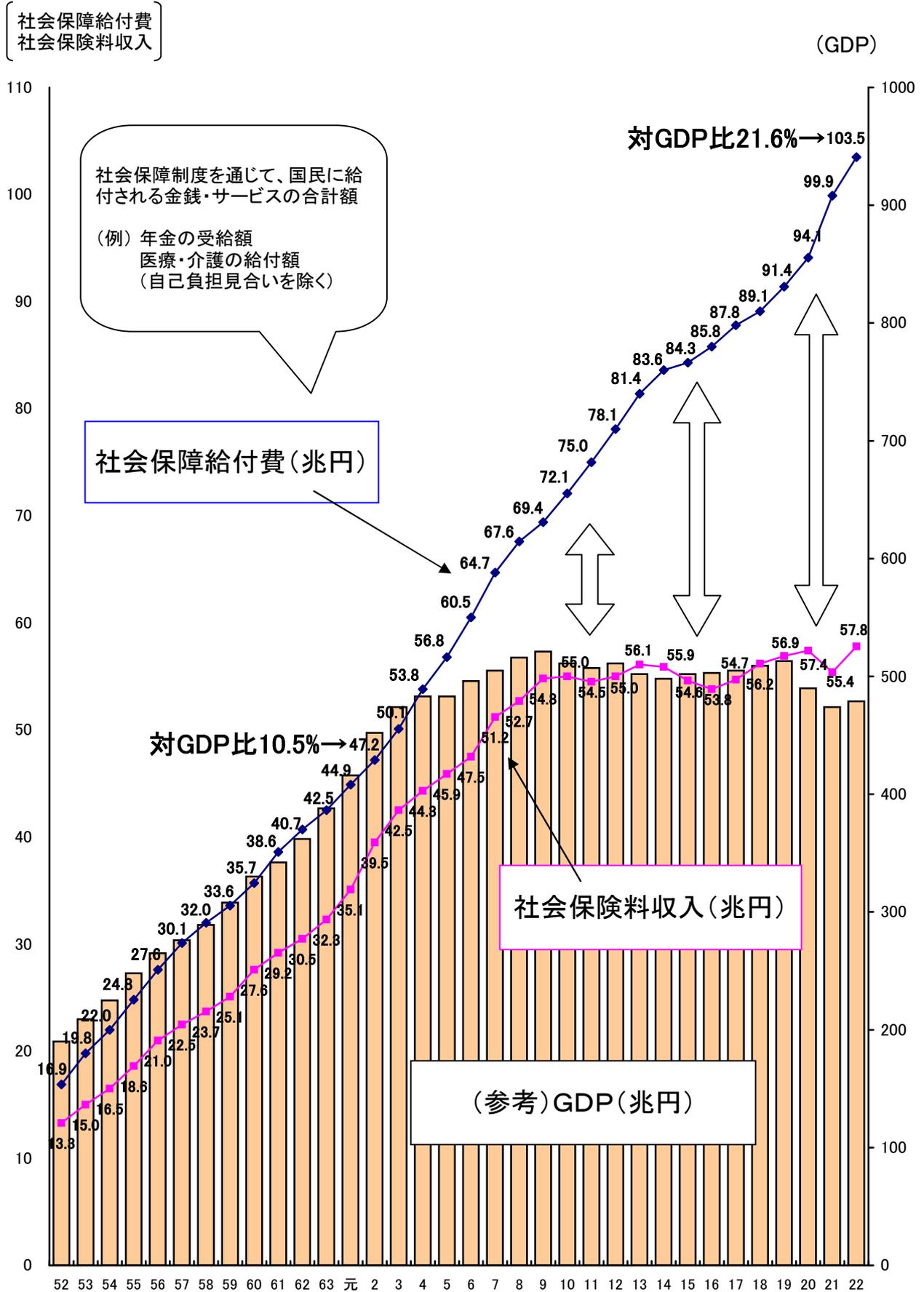
東京都の将来人口推計と高齢化率の推移



注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

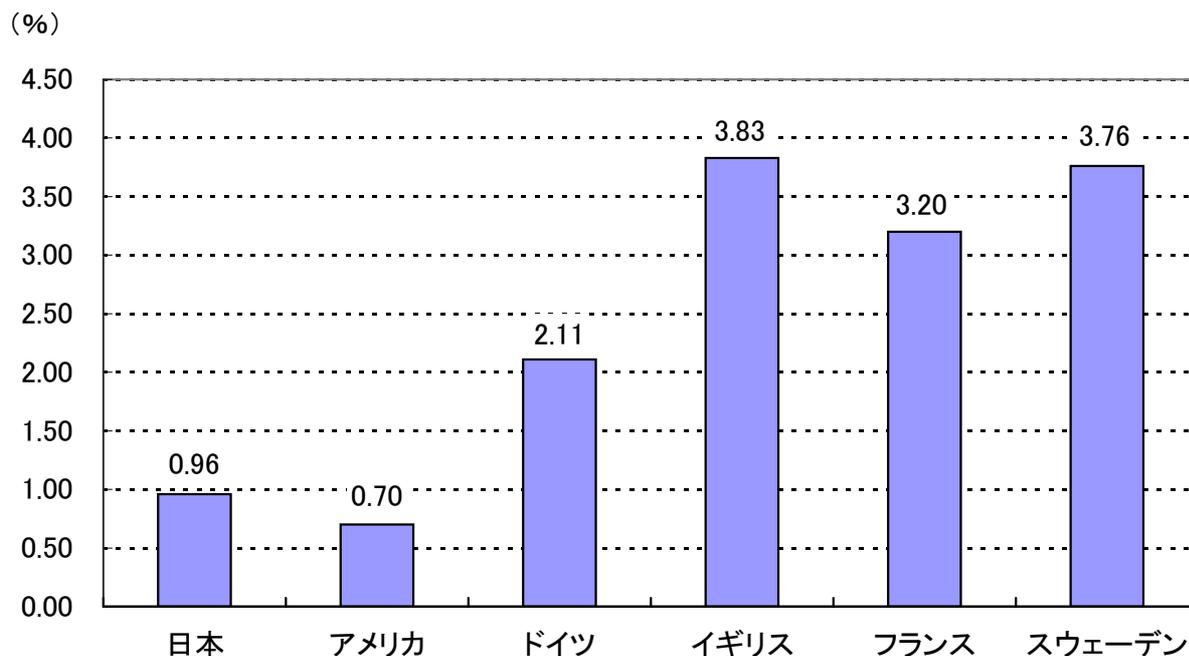
2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

社会保障給付費と社会保険料収入の推移



注 「日本の財政関係資料」(財務省)、「社会保障費用統計(平成22年度)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

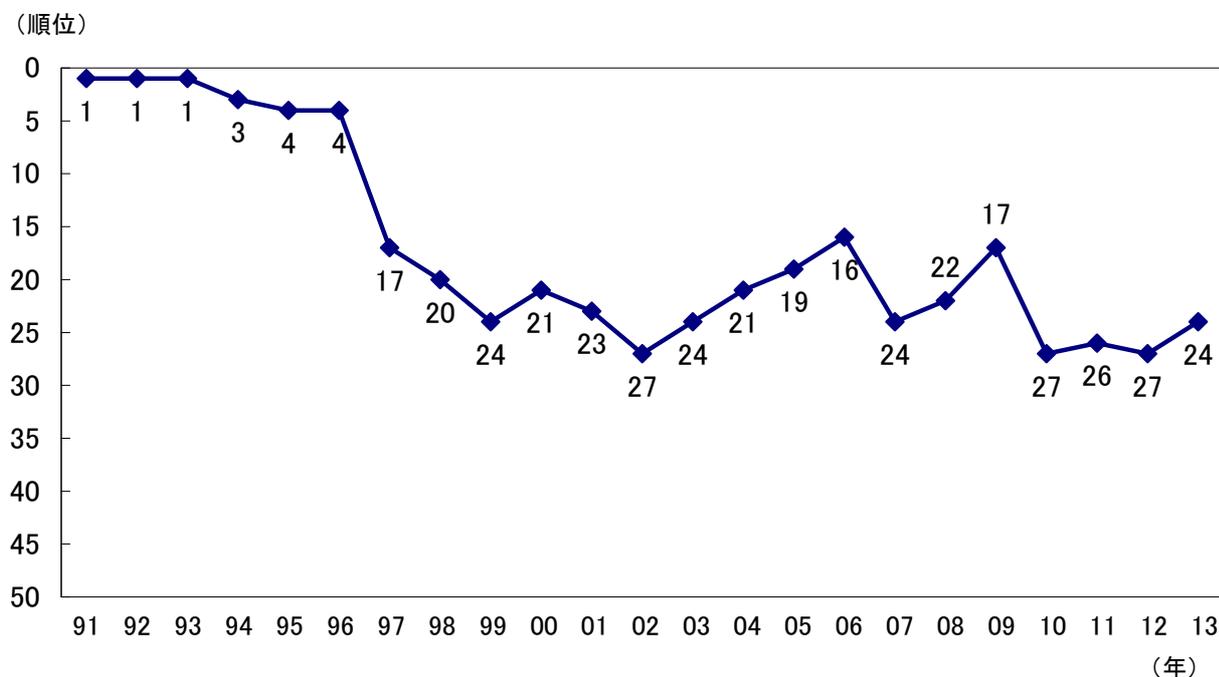
各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2009年度）



注1 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成22年度)」

2 家族政策としては、子ども手当(児童手当)給付、保育所運営費、介護休業給付等の家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)が計上されている。

日本の国際競争力の推移



注1 1996年までの数値は、一般社団法人日本経済団体連合会「成長戦略の実行と財政再建の断行を求め～現下の危機からの脱却を目指して～」(2012年5月15日)による。

2 1997年以降の数値はスイスの国際経営開発研究所(IMD)が毎年発表している「IMD World Competitiveness Yearbook」による。

3 数年おきに評価基準が変更されているため、厳密な意味での統計の連続性はない。

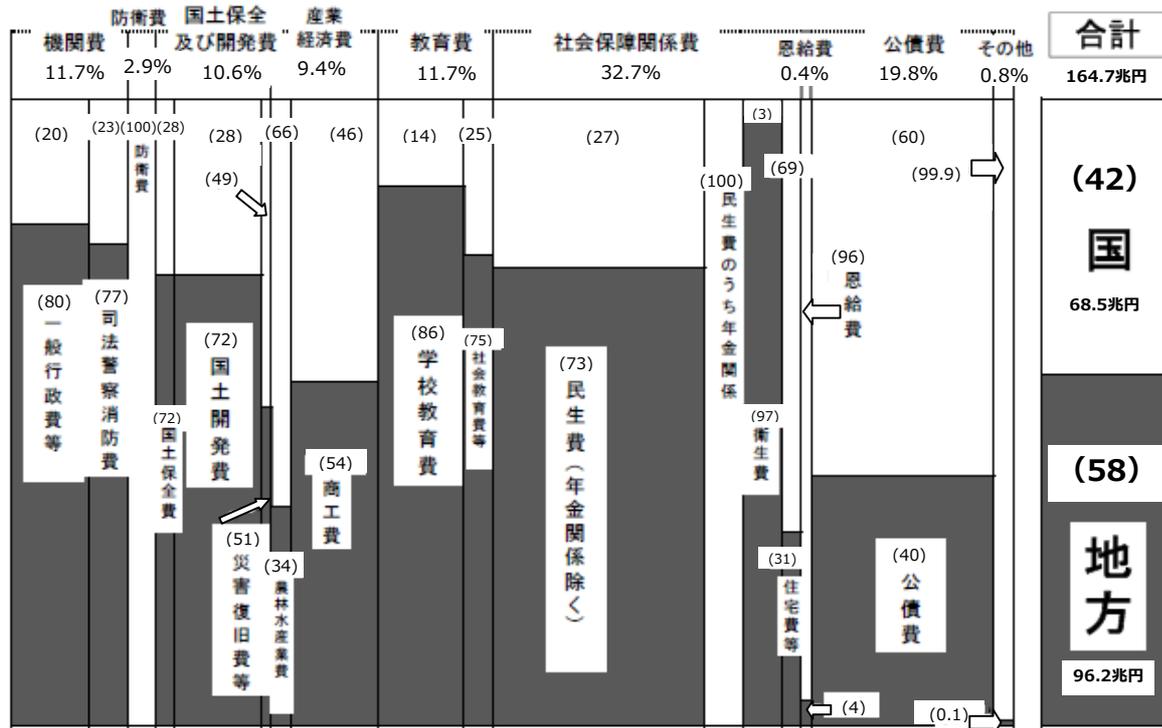
4 調査対象国・地域数：60(2013年)

5 調査方法：各種統計データ及び経営者層へのアンケート調査

6 評価指標：「経済状況」「政府の効率性」「ビジネスの効率性」「インフラ」等

Ⅱ 税制改革の方向性

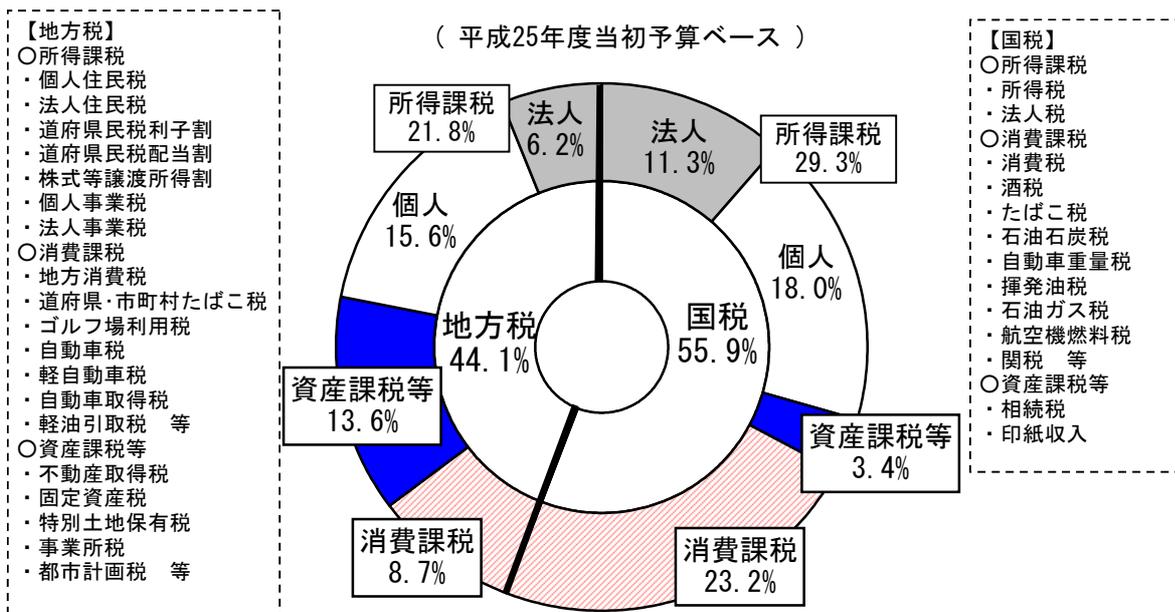
国と地方の目的別歳出純計（平成23年度決算）



注1 「地方財政関係資料」（総務省）より抜粋。

2 () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

国税と地方税の所得課税、消費課税、資産課税の構成比



注1 国税は「租税及び印紙収入予算の説明」（財務省）、地方税は「平成25年度地方財政計画」（総務省）より作成。

2 国税は一般会計分、地方税は通常収支分のみ計上。

ドイツにおける法人税制改革

- ドイツでは、2008年法人税改革において、2007年の付加価値税率の引上げ、所得税の最高税率の引上げ等により、財政再建に一定の目途がついたことから、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げている。

[減収措置]

- 法人実効税率の引下げ（約39%→約30%）等による負担軽減措置（2008年） ▲約3.4兆円
 - ・ 法人税率の引下げ（25%→15%）
 - ・ 営業税率の課税指数の引下げ 等
- 利子、配当、株式譲渡益等について一律25%の分離課税の導入（2009年） ▲約0.1兆円

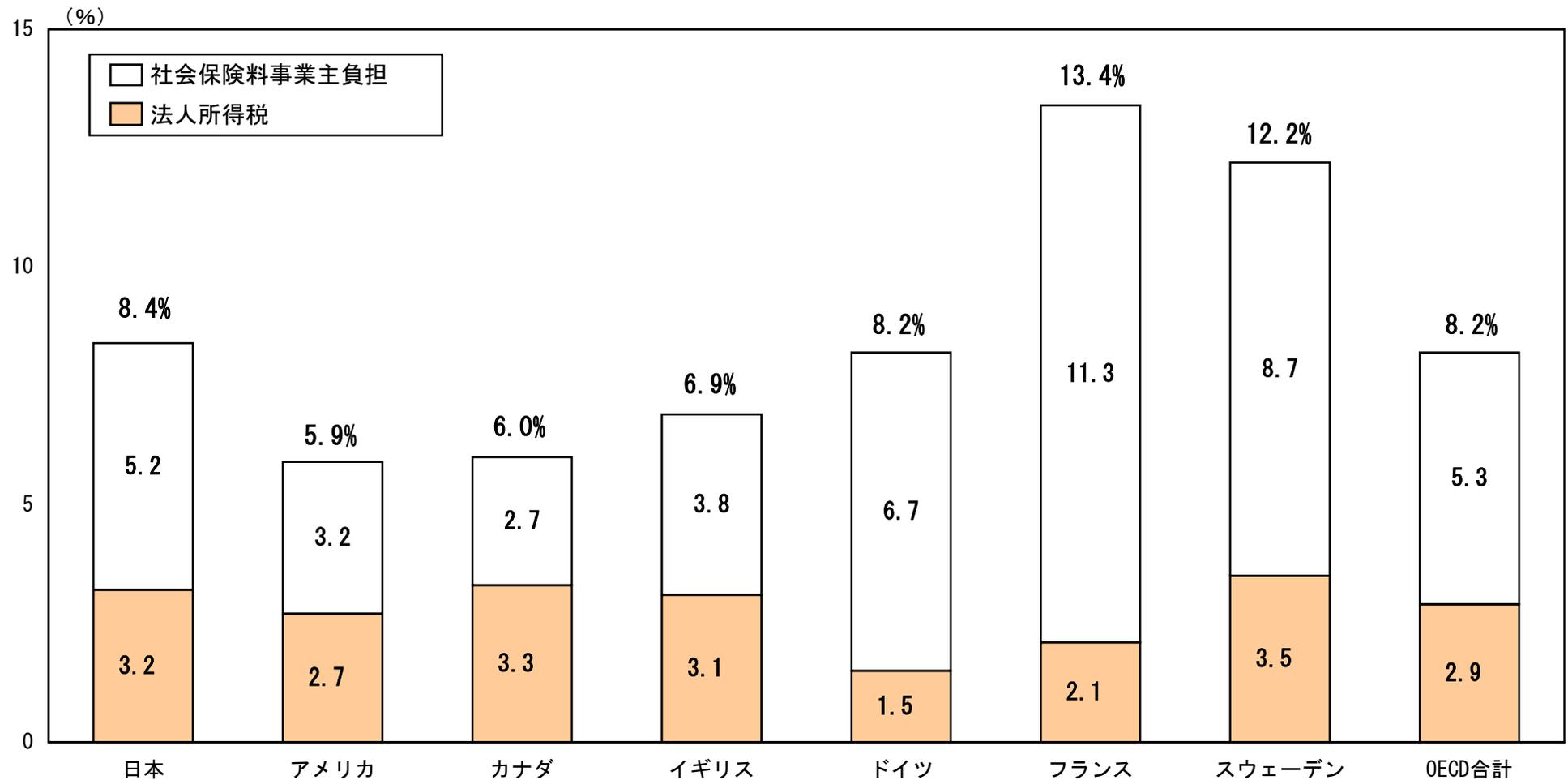
[増収措置]

- 法人税率引下げ等によるネット減収額抑制のための課税ベースの拡大等（2008年）
 - ・ 減価償却制度の見直し
 - ・ 営業税（市町村税）の損金算入の否認
 - ・ 支払利息の損金算入の制限 等 +約2.9兆円
- 付加価値税の標準税率の引上げ（16%→19%）（2007年） +約2.5兆円
→ 増収分の3分の2は財政再建に、3分の1は失業保険料の引下げに充当
- 所得税の最高税率の引上げ（42%→45%）（2007年） +約0.1兆円

総減収額の約6分の5を増収措置で補填

（備考）邦貨換算レート 1ユーロ=110円（裁定外国為替相場：平成22年（2010年）8月中における実勢相場の平均値）

諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担(対名目GDP)

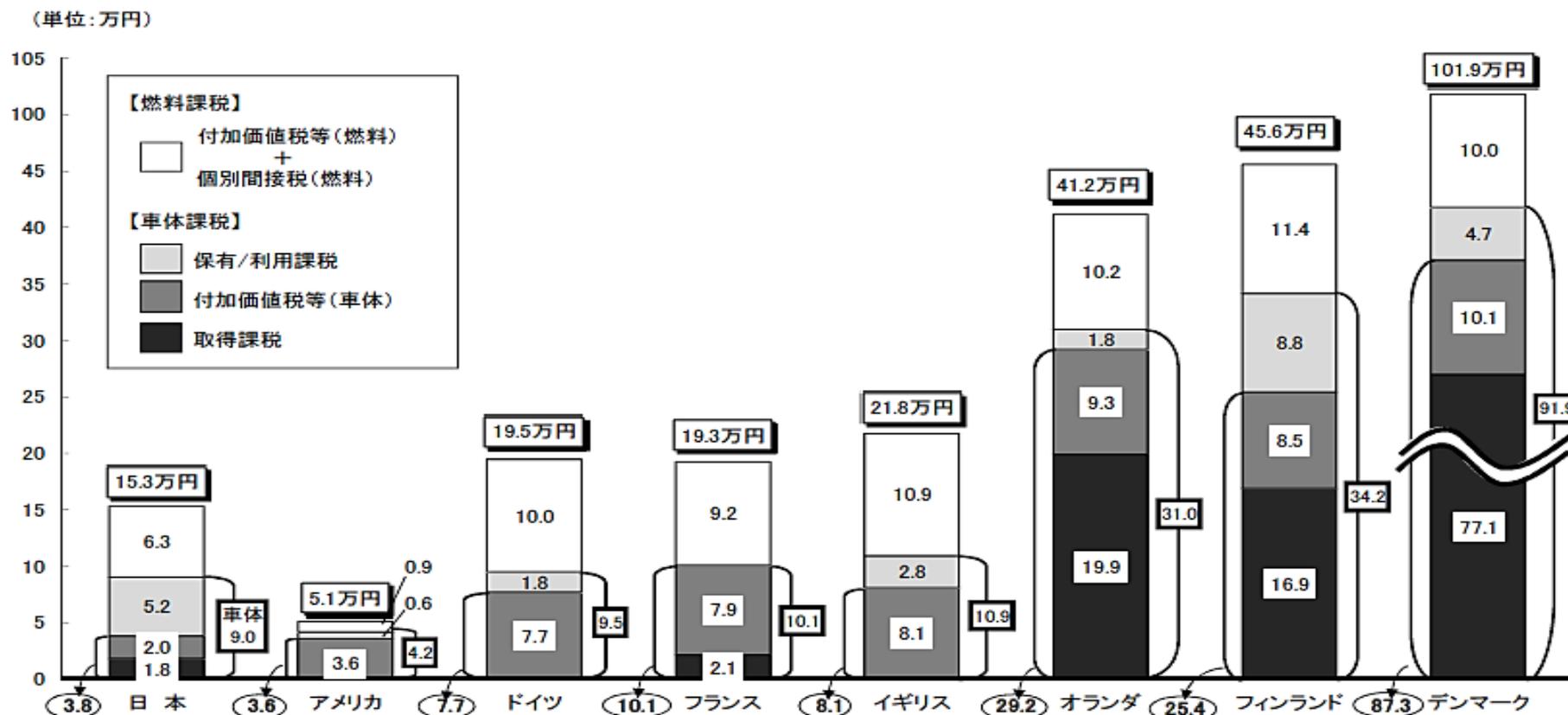


注1 "Revenue Statistics 1965-2011" (OECD) の2010年の数値に基づいて作成。

2 法人所得税、社会保険料事業主負担は、それぞれ名目GDPに占める割合を比較したものである。

3 アメリカにおける民間医療保険の事業主負担は、5,609億ドル（対名目GDP比3.9%）であり、この負担を加えると、アメリカの事業主負担は9.8%となる。
 ("EBRI Databook on Employee Benefits" の「Employer Spending For Benefits」 [Group Health Insurance] の2010年の数値による。)

燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



注1 「第4回 自動車関係税制のあり方に関する検討会」（平成25年7月26日）資料より抜粋。

2 税率は平成24年12月現在。

車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格（税抜本体価格）2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、耐用年数（6年）を勘案し、取得時の税額の6分の1を1年分の税負担として計算している。

燃料価格（消費課税等の税込み）は、デンマーク12.26デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.729ユーロ/ℓ、フィンランド1.611ユーロ/ℓ（European Commission Directorate General Energy and Transport、2012年12月第4週）、日本147.8円/ℓ、イギリス1.326ポンド/ℓ、フランス1.491ユーロ/ℓ、ドイツ1.586ユーロ/ℓ、アメリカ0.875ドル/ℓ（2012年12月時点IEA調べ）。

3 為替レート：1ドル=84円、1ポンド=135円、1ユーロ=110円、1デンマーク・クローネ=15円（2012年12月の為替レートの平均値、Bloomberg）。なお、端数は四捨五入している。

4 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率によった。

5 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。

6 上記の他に、保有または利用課税として、フランスにおいては社用自動車税（法人の所有する自動車が課税対象）及び車軸税（12t以上のトラック等が課税対象）、アメリカにおいては一般道路自動車利用税（約25t超のトレーラー等が課税対象）がある。

7 日本の個別間接税（燃料）については石油石炭税を含む。

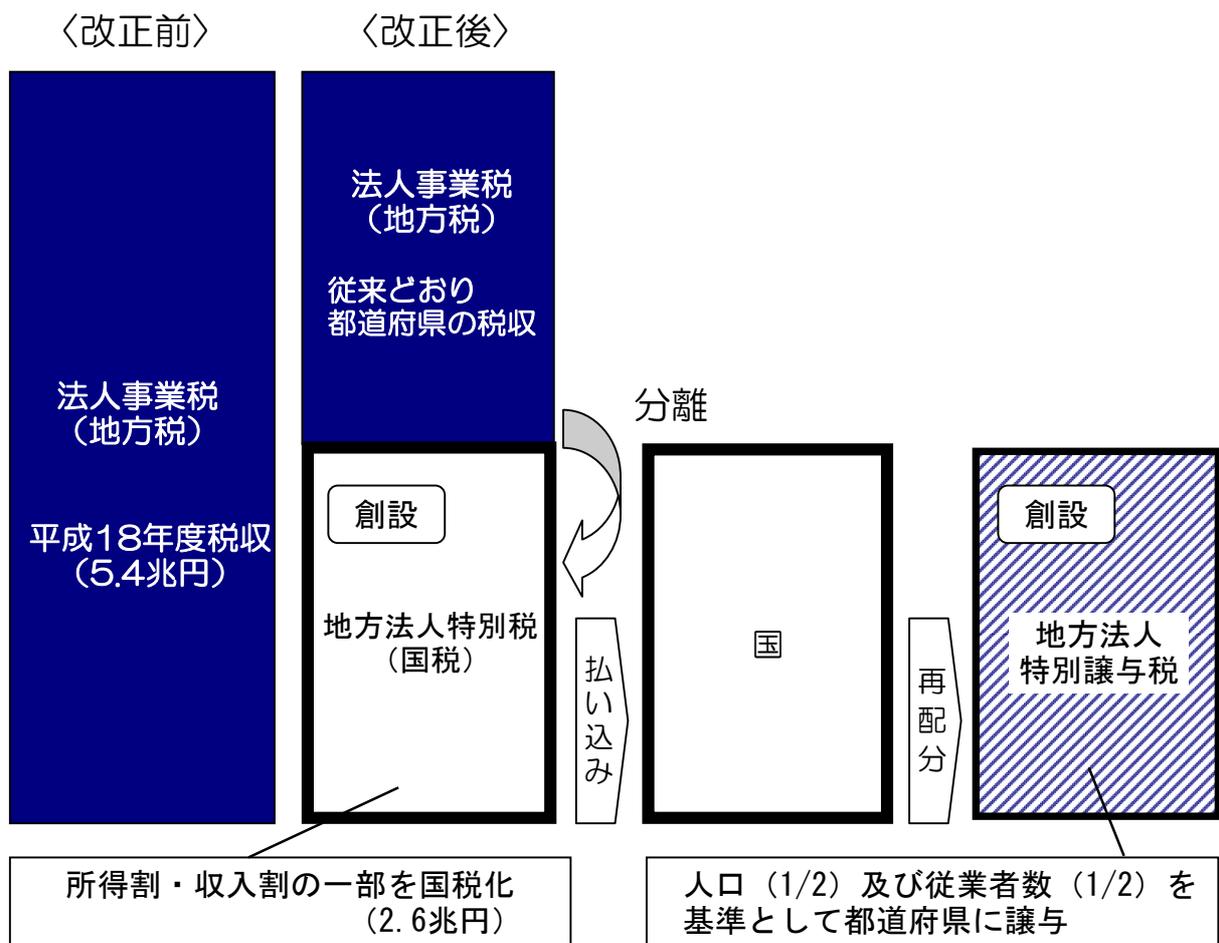
ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、平成24年10月1日から2.29円/ℓ、平成26年4月1日から2.54円/ℓ、平成28年4月1日以降は2.8円/ℓとなる。

Ⅲ 地方財政調整制度

地方法人特別税・同譲与税

- 平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

○ 都への影響額（平成25年度当初予算ベース）

平成25年度：△1,747億円

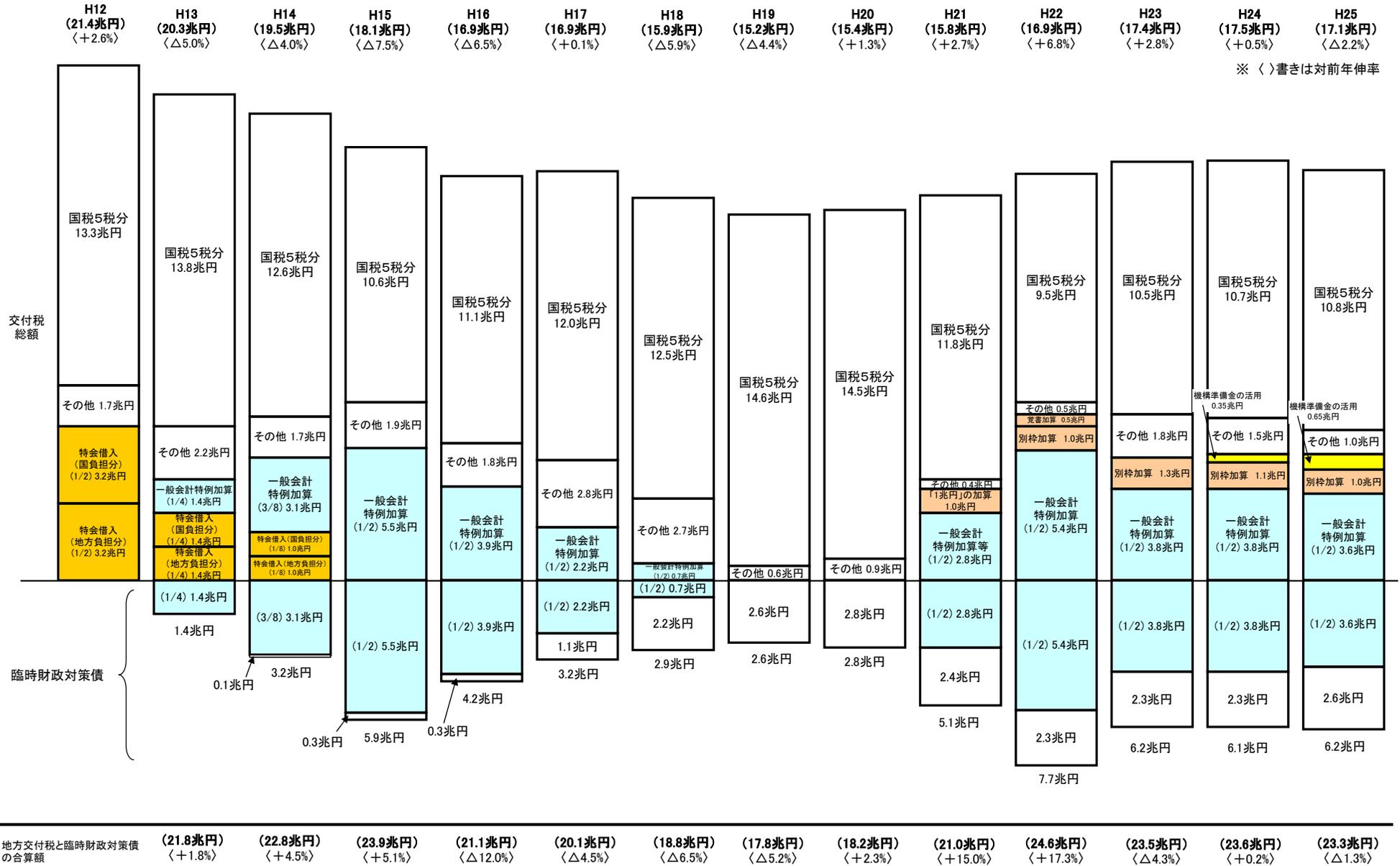
（法人事業税 △4,537億円、地方法人特別譲与税 2,790億円）

○ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

注 平成25年度は、暫定措置による減収額が地方交付税算定上の財源超過額の2分の1を超えたため、特例的に475億円の譲与税額加算措置がなされた。

地方交付税等総額（当初）の推移



注1 「地方財政関係資料」(総務省)により作成。
 注2 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

法人事業税の暫定措置導入前後における人口一人当たり道府県税収の偏在の状況

- 人口一人当たりの道府県税収を都道府県別に見ると、直近では暫定措置導入前ほどの税源偏在は存在していない。

	17年度	18年度	22年度	23年度
最大（東京都）	219,360円	235,093円	180,380円	173,897円
最小（沖縄県）	69,347円	75,510円	71,659円	69,461円
最大／最小	3.16倍	3.11倍	2.52倍	2.50倍
変動係数	0.22	0.23	0.17	0.16

注1 人口一人当たり道府県税収は、各年度の「地方税に関する参考計数資料」による。

2 税収額には超過課税、法定外税を含み、地方譲与税は含まない。

地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税税率引き上げによる人口一人当たり道府県税収の変化

- 暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税の税率を引き上げても、現行より偏在は拡大しない。

	現行	暫定措置撤廃・復元 地方消費税税率引き上げ（2.2%）
最大（東京都）	173,897円	236,126円
最小（沖縄県）	69,461円	94,874円
最大／最小	2.50倍	2.49倍
変動係数	0.16	0.16

注1 一般社団法人地方行財政調査会「23年度都道府県税決算見込額調べ」等に基づき東京都が試算。

2 税収額には超過課税、法定外税を含み、地方譲与税は含まない。